



スカパーJSAT

スーパーバードIP VSATサービス 契約約款

第11版
(平成20年4月)

スカパーJSAT株式会社

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社が提供するスーパーバードIP VSATサービスは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）、電波法（昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。）その他の法令の規定によるほか、このスーパーバードIP VSATサービス契約約款（以下「約款」といいます。）に基づいて提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 スーパーバードIP VSATサービス	当社が設置する電気通信回線を使用して、パケット伝送を行う電気通信サービス
4 人工衛星	スーパーバードIP VSATサービスを提供するための人工衛星
5 トランスポンダ	人工衛星に搭載された電波中継器で、スーパーバードIP VSATサービスを提供するためのトランスポンダ
6 無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備
7 無線局	電波法（昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。）に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。但し、受信のみを目的とするものは除きます。
8 人工衛星局	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「電波法施行規則」といいます。）に規定される人工衛星に開設する無線局
9 地球局	電波法施行規則に規定される人工衛星局と通信を行うため地表に開設する無線局
10 NOC	ネットワーク・オペレーション・センター。当社が、設置し運用するスーパーバードIP VSATサービスの提供に係る地球局。尚、NOCの責任分界については、当社が別に定める技術資料に定めます。
11 受信専用端末	スーパーバードIP VSATサービスのマルチキャストサービス及びTCP/IP通信サービスの提供に係る受信専用設備でDirecPC・アクセス・キット（以下「DAK」といいます。）を装填したパーソナル・コンピューター及び当社が指定する受信端末
12 DAK	スーパーバードIP VSAT受信端末の受信カード及び制御

	ソフトをいいます。
13 V S A T地球局	契約者が指定する場所内の地点に設置されるスーパーバード I P V S A Tサービスの双方向サービスの提供に係る地球局
14 V S A T地球局設備	当社が指定するアンテナ装置、ODU（屋外装置）及びIDU（屋内装置）で構成され、V S A T地球局に設置される電気通信設備であって、電波法第38条の21に定める技術基準適合証明を取得したもの
15 スーパーバード I P V S A Tサービスに係る電気通信設備	当社が設置するスーパーバード I P V S A Tサービスの提供に係る電気通信設備で、トランスポンダ、NOC、受信専用端末及びV S A T地球局設備をいいます。
16 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
17 トランスポンダの使用不能	トランスポンダが、別表1（トランスポンダ技術仕様）に定める仕様を維持できなくなった状態をいいます。
18 契約	スーパーバード I P V S A Tサービスを利用するための契約
19 契約申込	契約の申込み
20 契約申込者	契約の申込をした者
21 契約者	当社と契約を締結している者
22 回線	契約に基づいて設置される電気通信回線
23 アップリンク	地球局から人工衛星局へ無線伝送する回線
24 ダウンリンク	人工衛星局から地球局へ無線伝送する回線
25 インルート衛星回線	V S A T地球局から人工衛星局を介してNOCへ向かう方向の通信のために設置される回線
26 アウトルート衛星回線	NOCから人工衛星局を介してV S A T地球局及び受信専用端末へ向かう方向の通信のために設置される回線
27 K uバンド	当社が提供するスーパーバード I P V S A Tサービスに使用する周波数帯域であって、アップリンクにおいては14.000GHzから14.480GHzまで、ダウンリンクにおいては12.270GHzから12.750GHzまでの各帯域
28 初期回線設定	V S A T地球局が技術基準適合証明を受けてから初めて衛星にアクセスするV S A T地球局設備について、他の衛星通信回線に有害な干渉を与えないこと及び運用時の適正な送信電力を設定できることを確認するために行う実通試験
29 警察機関	警察法（昭和29年法律第162号）による警察庁又は都道府県警察の機関（海上保安庁の機関を含みます。）
30 消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）に規定する国又は地方公共団体の消防の機関
31 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること （2）発行部数が1の題号について8,000部以上であること
32 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
33 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（31欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

34 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額を合算した額
-----------	---

第2章 スーパーバードIP VSATサービスの内容等

(サービスの品目)

第4条 スーパーバードIP VSATサービスには、次の品目があります。

品 目		内 容
マルチキャストサービス	マルチメディアデータパイプ	人工衛星によるKuバンドの電波中継においてパケット伝送が可能なもので、予約により、あらかじめ一定の伝送速度で伝送可能な伝送路を一定時間確保するもの
双方向サービス		人工衛星によるKuバンドの電波中継において、NOCとVSAT地球局間において、インルート衛星回線及びアウトルート衛星回線を介して、パケット伝送を行うもの

備 考

1. マルチキャストサービスのマルチメディアデータパイプには、以下の区分があります
 - 終日専用プラン：契約者が終日利用するもの
 - 随時専用プラン：契約者が伝送速度及び伝送時間を指定して利用するもの
2. 双方向サービスには以下の区分があります。
 - 終日専用プラン：契約者が終日利用するもの
 - 音声専用プラン：契約者が音声回線専用に終日利用するもの
 - 回線共用プラン：回線を複数の契約者で共用するもの

(指定事項)

第5条 マルチキャストサービスの利用にあたっては、契約者に、次の表の指定事項を指定していただきます。

指定項目	内 容
(1) 受信対象局	NOCからの伝送を行う受信専用端末のIDを指定していただきます。
(2) 伝送速度	伝送の情報速度で、毎秒50ビットから毎秒6メガビットまでの範囲で指定していただきます。
(3) 伝送時間	伝送開始時刻と伝送終了時刻を指定していただきます。伝送開始時刻は、伝送時刻指定の日から6ヵ月を超えない日としていただきます。
(4) 情報量	1の伝送において伝送される情報量を、指定していただきます。

- 2 双方向サービスの終日専用プランを利用するにあたっては、契約者に、次の表の指定事項を指定していただきます。

指定項目	内 容
(1) インルート衛星回線数	毎秒64キビット、128キビット、256キビット又は毎秒512キビットを1回線として、利用する回線数を指定していただきます。
(2) アウトルート衛星回線伝送速度	伝送の情報速度で、毎秒64キビットから毎秒6メガビットまでの範囲で指定していただきます。

- 3 双方向サービスの回線共用プランを利用するにあたっての回線速度については、技術資料に記載します。

- 4 双方向サービスの音声専用プランを利用するにあたっては契約者に次の表の指定事項を指定頂きます。

指定項目	内 容
(1) 音声回線数	音声の伝送が可能なもので、双方向を1回線として提供するもの。

(付加機能)

- 第6条 スーパーバードIPVSATサービスの利用にあたっては、料金表に規定する付加機能を提供します。

(予約伝送と当社の承認)

- 第7条 マルチキャストサービスにおける伝送(以下「予約伝送」といいます。)については、契約者が行う伝送時間の指定に対して、当社は伝送路が確保できる場合に限り承認します。

- 2 予約伝送の伝送時間の指定は、10分単位で行っていただきます。但し、伝送終了時刻は、伝送開始時刻の属する日の24時を超えて指定できません。

- 3 当社は、指定された伝送時間の伝送終了時刻まで伝送を行います。

- 4 予約伝送においては、変更後の伝送開始時刻が、変更しようとする伝送開始時刻から前後7日間の範囲となる場合に限り、伝送開始時刻の指定の変更ができます。但し伝送時間の変更はできません。

なお、伝送開始時刻の指定の変更は、変更しようとする伝送開始時刻の属する日より1営業日前に行なっていただきます。(営業日とは、土曜日、日曜日、祝日等以外で、当社の本社部門が業務を行っている日をいいます。)

- 5 前項の場合において、変更後となる伝送時間に既に他の契約者による伝送時間の指定がなされている場合などにより、当社が変更後となる伝送時間に伝送業務を取り扱えないとき、又は当社の業務の遂行に著しい支障が生じるときは、伝送開始時刻の指定の変更はできません。

また、伝送開始時刻の変更により、伝送終了時刻が伝送開始時刻の属する日の24時を

超える場合は、予約伝送の手続きの分割などを行っていただくことがあります。

(予約伝送における伝送時間指定の取消し)

第8条 契約者は、予約伝送における伝送時間を10分単位で取り消すことができます。

- 2 契約者が予約伝送における伝送時間の指定を取り消した場合、第42条(取消料の支払義務)に規定する取消料を支払っていただきます。

第9条 余白

(サービス提供区域)

第10条 スーパーバードIP VSA Tサービスの提供区域は、日本全国(東京都小笠原支庁を含む。)とします。

(使用する周波数)

第11条 当社は、スーパーバードIP VSA Tサービスを当社が指定する周波数により提供します。

- 2 当社は、前項の当社が指定する周波数を変更する場合は、あらかじめ契約者にその旨を書面にて通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(使用する人工衛星)

第12条 当社は、スーパーバードIP VSA Tサービスを当社が指定する人工衛星により提供します。

- 2 当社は、前項の当社が指定する人工衛星を変更する場合は、あらかじめ契約者にその旨を書面にて通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(スーパーバードIP VSA Tサービスの提供範囲)

第13条 スーパーバードIP VSA Tサービスの提供範囲は次の各号のとおりとします。

- (1) マルチキャストサービスについては、NOCから、人工衛星局を介し、契約者が据え付ける受信アンテナを経て受信専用端末までとします。但し、DAKを装填したパーソナル・コンピュータを受信専用端末とするときは受信カードまでとします。
- (2) 双方向サービスについては、NOCの機能、人工衛星局、及び契約者が据え付けるVSA T地球局設備のIDU(屋内設備)までとします。但し、音声専用プランに関してはIDUに接続されるVAP(音声変換装置)までとします。

(受信専用端末及びVSA T地球局設備の据付け等)

第14条 当社は、契約者が指定する場所内の地点に設置された受信専用端末及びVSA T地球局を回線的一端とします。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは契約者と協議します。

- 3 契約者は、受信専用端末及び受信アンテナ並びにVSA T地球局設備について、契約者の責任と負担において仕様を決定し、調達し、据付けていただきます。その受信

専用端末及び受信アンテナ並びにV S A T地球局設備の仕様の決定にあたっては、契約者は、事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則並びに当社が別に定める技術条件を遵守していただきます。

- 4 DAKを利用する場合において、受信専用端末となるパーソナル・コンピューターは、当社が指定するD A Kが、適切に作動するパーソナル・コンピューターに限定させていただきます。
- 5 契約者は、受信専用端末及び受信アンテナ並びにV S A T地球局設備について、別に定める事項を条件とする設備契約を当社と締結していただきます。
- 6 受信専用端末及び受信アンテナ並びにV S A T地球局設備を追加、変更、取換え又は移転するときは、その追加、変更、取換又は移転に係る受信専用端末及び受信アンテナ並びにV S A T地球局設備についても前5項を適用します。
- 7 当社は、本邦内に設置する双方向サービスの提供に係るV S A T地球局の免許人となります。
- 8 当社は、本邦内に設置する双方向サービスの提供に係るV S A T地球局の無線局の免許の取得、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。

第3章 契約

第1節 契約の申込及び契約の締結

(契約の単位等)

第15条 当社は、1の契約ごとに指定されたサービス品目のスーパーバードIP V S A T サービスを提供します。

2 1の契約について、契約者は1人とします。

(サービス期間)

第16条 スーパーバードIP V S A Tサービスを利用できる期間(以下「サービス期間」といいます。)は、6ヵ月以上とします。

2 サービス期間の起算日は、第26条(運用開始日及び利用開始日)に規定する利用開始日とします。

3 サービス期間の終了日は、第30条(当社が行う契約の解除)または第31条(契約者が行う契約の解除)により契約が解除される日とします。

(契約の申込方法)

第17条 契約の申込にあたっては、契約の申込者は、次に掲げる事項を記載した当社所定のスーパーバードIP V S A Tサービス契約の申込書を当社に提出していただきます。

- (1) サービスの品目
- (2) 料金表に定める料金プラン
- (3) 利用開始希望日
- (4) 受信専用端末及び受信アンテナ並びにV S A T地球局設備の設置予定場所及び据付け完了予定日
- (5) 双方向サービスの契約の申込者はV S A T地球局設備の概要
- (6) その他契約の申込の内容を特定するための事項

(利用開始予定日)

第18条 当社は、前条第(3)号の利用開始希望日を基準に契約の申込者と協議のうえ、スーパーバードIP V S A Tサービスの利用開始予定日(以下「利用開始予定日」といいます。)を定めます。

2 前項の利用開始予定日は、契約の申込の日から12ヵ月が経過した日を超えない日としていただきます。

(サービスイン判定のための受信専用端末及び受信アンテナ、又はV S A T地球局設備)

第19条 当社は、第26条(運用開始日及び利用開始日)の規定に基づくスーパーバードIP V S A Tサービスの利用開始日の判定の基準に用いる、受信専用端末及び受信アンテナ、又はV S A T地球局設備(以下「サービスイン判定端末」といいます。)を契

約の申込者と協議の上定めます。

(契約の申込の承諾)

第20条 当社は、契約に係る契約の申込があったときは、受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約書の締結をもって承諾します。

- (1) サービスの品目
- (2) 料金表に定める料金プラン
- (3) 利用開始予定日
- (4) 受信専用端末及び受信アンテナ、V S A T地球局設備の設置予定場所及び据付け完了予定日
- (5) 双方向サービスにおいてはV S A T地球局設備の内容を特定する事項
- (6) サービスイン判定端末
- (7) その他契約の申込の内容を特定するための事項

2 当社は前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) スーパーバードI P V S A Tサービスに係る電気通信設備が無いとき、又はスーパーバードI P V S A Tサービスの提供が技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込のあった利用開始希望日にスーパーバードI P V S A Tサービスの提供の開始ができないとき。
- (3) 契約の申込者がスーパーバードI P V S A Tサービスの料金及びその他の債務(この約款の規定により支払を要することとなったスーパーバードI P V S A Tサービスの料金以外の債務を言います。以下この約款において同じとします。)のいずれかの支払いを過去に怠り、若しくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 申込のあったスーパーバードI P V S A Tサービスを提供することによって、当社が電波法及び放送法(昭和25年法律第132号。以下「放送法」といいます。)等に規定する放送を行うこととなるとき。
- (5) 双方向サービスの回線共用プランの提供において、V S A T地球局設備の数が2以下であり、利用開始後に増加する見込みがないとき。
- (6) その他スーパーバードI P V S A Tサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第2節 契約者が行う契約事項の変更の請求

(品目の変更等の請求)

第21条 契約者は、スーパーバードI P V S A Tサービスの品目の変更の請求ができません。

(料金プランの変更)

第22条 契約者は、利用開始日から6ヶ月を超える日以降、スーパーバードI P V S A Tサービスの料金プランの変更請求ができます。

2 契約者は、料金プランを変更したときは、その変更日から6ヶ月を超える日以降でなければ、変更の請求ができません。

- 3 マルチキャストサービスにおいて、随時専用プランから終日専用プランへの変更、終日専用プランの中での終日専用料金が増額となる料金プランへの変更する場合、若しくは、双方向サービスにおいて、回線共用プランから終日専用プラン及び音声専用プランへ変更する場合については、前2項に拘わらず、変更の請求ができます。

(利用開始予定日の変更の請求)

第23条 契約者は、利用開始予定日の変更の請求ができます。ただし、利用開始予定日の延期については、変更後の利用開始予定日を第18条(利用開始予定日)第2項に規定される利用開始の期限の日を越えない日とさせていただきます。

(受信専用端末及び受信アンテナ、又はV S A T地球局設備の変更の請求)

第24条 契約者は、受信専用端末及び受信アンテナ、又はV S A T地球局設備の設置予定場所及び据付完了予定日の変更請求ができます。また、双方向サービスの契約者は、V S A T地球局設備の概要の変更請求ができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、サービスイン判定端末の据付け完了予定日を変更することによって、契約に係るスーパーバードI P V S A Tサービスの利用開始予定日にサービス提供ができなくなると当社が認めた場合は、その変更の請求はできません。
- 3 双方向サービスの回線共用プランの利用においてV S A T地球局の数を減ずる変更請求については、V S A T地球局の数が2以下になる場合、その変更の請求を承諾できないことがあります。

(変更の請求に対する承諾)

第25条 当社は、第21条から第24条までの規定に基づいて契約事項の変更の請求があったときは、第20条(契約の申込の承諾)の規定に準じて承諾します。

第3節 スーパーバードIP V S A Tサービスの運用開始日及び利用開始日

(運用開始日及び利用開始日)

第26条 当社は、V S A T地球局の初期回線設定を行ったときは、すみやかに書面により
双方向サービスの契約者にそのV S A T地球局の運用開始日を通知します。

2 双方向サービスの契約者は、前項の運用開始日以降でなければ、そのV S A T地球
局設備を使用することはできません。

3 マルチキャストサービスにおける運用開始日は、受信専用端末が受信可能となった
日とします。

4 契約に係るスーパーバードIP V S A Tサービスの利用開始日は、契約に定めた利
用開始予定日とします。

5 前項の規定にかかわらず、サービスイン判定端末の運用開始日が利用開始予定日よ
り遅れた場合は、その運用開始日をスーパーバードIP V S A Tサービスの利用開始
日とします。但し、サービスイン判定端末の運用開始日の遅れが、サービスイン判定
端末の据付けの遅れ又は契約者の責に帰すべき運用開始の準備の遅れに起因する場合、
その他契約者が行う契約事項の変更に起因する場合は、契約に定めた利用開始予定日
をスーパーバードIP V S A Tサービスの利用開始日とさせていただきます。

第4節 権利の譲渡

(契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第27条 契約者は、スーパーバードIP V S A Tサービスの提供を受ける権利その他契約に基づく権利を他に譲渡することができません。

(契約者の地位の承継)

第28条 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

(契約者の氏名等の変更)

第29条 契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

第5節 契約の解除

(当社が行う契約の解除)

第30条 当社は、次のいずれかの場合には、契約を解除することがあります。

(1) 第33条(サービスの提供の停止)の規定に基づくスーパーバードIP V S A Tサービスの提供の停止をした場合で停止期間が14日以上となったとき。

(2) 双方向サービスの回線共用プランの利用において、V S A T地球局の数を2以下にする契約事項に変更請求があったとき。

(3) スーパーバードIP V S A Tサービスの提供に係る電気通信設備の使用不能により、スーパーバードIP V S A Tサービスを提供できないとき。

2 当社は、前項第(1)号及び第(2)号の規定により契約を解除するときは、あらかじめ、契約者にその旨書面で通知しますが、前項第(3)号の規定による場合は、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。

3 当社は、契約者が料金及びその他の債務のいずれかの支払いを遅滞したときでその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、スーパーバードIP V S A Tサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに契約を解除することがあります。

4 当社は、第33条(サービスの提供の停止)第2項の規定に該当した場合において、同条同項に基づくスーパーバードIP V S A Tサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって直ちに契約を解除することがあります。

(契約者が行う契約の解除)

第31条 契約者は、スーパーバードIP V S A Tサービスに係る電気通信設備の不具合により、スーパーバードIP V S A Tサービスを提供できない場合であって、当社がその事実を知った時刻から当社がスーパーバードIP V S A Tサービスに係る電気通信設備の不具合が復旧し、スーパーバードIP V S A Tサービスの提供の再開を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上若しくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、書面による通知によって、契約の全部又は一部の契約を解除することができます。

2 契約者は、前項による事由以外の事由によっても契約の全部又は一部を解除することができます。

但し、利用開始日から6ヶ月までの期間又は料金プランを変更したときは変更日から6ヶ月までの期間において、契約の全部又は一部の契約解除をするときは、契約者は、第43条（解除料の支払義務）に規定する解除料を支払っていただきます。

3 前項の規定に拘わらず、契約解除日が、利用開始日の前日までの場合には、契約者は、第43条（解除料の支払義務）に規定する解除料を当社に支払っていただきます。

第4章 スーパーバードIP VSA Tサービスの提供の中止及び停止

(サービスの提供の中止)

第32条 当社は、次のいずれかの場合には、スーパーバードIP VSA Tサービスの提供を中止することがあります。

- (1) スーパーバードIP VSA Tサービスに係る電気通信設備の保守上、工事上やむを得ないとき、又は予知しえない障害等による機能の停止
- (2) 第34条(回線の利用の制限)の規定により、スーパーバードIP VSA Tサービスの提供を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりスーパーバードIP VSA Tサービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(サービスの提供の停止)

第33条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、その事実が解消されるまで、スーパーバードIP VSA Tサービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金及びその他の債務のいずれかについて、支払期日を経過してもなお支払われな
- いとき。
- (2) 第55条(通信の秘密保護)の規定に違反したとき。
- (3) 受信専用端末及び受信アンテナ、並びにVSA T地球局設備に関して、設備契約の規定を遵守しないとき。
- (4) 第57条(他人に利用させる場合の契約者の義務)第2項の規定に違反した場合で、契約者以外の者のなす行為が前3号のいずれかに該当したとき。
- (5) 第63条(VSA T地球局設備の保管及び運用等)の規定に違反したとき。
- (6) 第48条(当社の維持責任)第4項の規定に違反して、当社の点検を拒んだとき。

2 当社は、契約者のスーパーバードIP VSA Tサービスの利用によって、当社が電波法及び放送法等に規定する放送を行うこととなるとき又は行うに至ったときは、スーパーバードIP VSA Tサービスの提供を停止します。

3 当社は、前2項の規定によりスーパーバードIP VSA Tサービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び時間を契約者に通知します。但し、第2項の規定による場合又は緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 回線の利用の制限

(回線の利用の制限)

第34条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外の回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社等の機関
金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

第6章 料金等

第1節 料金

(料金)

第35条 当社が提供するスーパーバードIP VSATサービスの料金は、料金表に規定する月額基本料、回線専用料、回線共用料、付加機能料、システム構築費、ID管理料、契約変更手数料、双方向サービスに係るVSAT地球局管理料をいいます。

- 2 双方向サービスの終日専用プランの回線専用料は、インルート衛星回線料とアウトルート衛星回線料の合計額となります。

第2節 料金等の支払義務

(月額基本料の支払義務)

第36条 契約者は、第16条(サービス期間)に規定するサービス期間について、月額基本料を支払っていただきます。

但し、双方向サービスを回線共用プランで利用するだけの契約者については、月額基本料の支払いは要しません。

- 2 契約者(双方向サービスを回線共用プランで利用するだけの契約者は除きます。)は、第33条(サービスの提供の停止)の規定に基づきスーパーバードIP VSATサービスの提供を停止したときについても、その期間中の月額基本料を支払っていただきます。

(回線料の支払義務)

第37条 契約者は、第16条(サービス期間)に規定するサービス期間について、回線料として、回線専用料及び回線共用料を支払っていただきます。

- 2 終日専用プラン及び音声専用プランで利用する契約者は、利用期間終了日、又は契約の解除により契約が終了した日、若しくは第22条(料金プランの変更)の規定に基づき料金プランを変更した日、の前日までの期間について、以下の回線専用料を支払っていただきます。

マルチキャストサービスを終日専用プランで利用する契約者は、料金表第2表(回線料)(2)回線料の額(終日専用プラン)に規定する回線専用料。

双方向サービスを終日専用プランで利用する契約者は、料金表第8表(インルート衛星回線専用料)(2)回線専用料の額に規定する回線専用料、と料金表第9表(アウトルート衛星回線専用料)(2)回線専用料の額に規定する回線専用料の合計額。

双方向サービスを音声専用プランで利用する契約者は、料金表第10表に規定する回線専用料。

- 3 随時専用プランで利用する契約者は、利用開始時刻から利用終了時刻又は契約の解除により利用時間が終了した時刻若しくは契約に種別の変更により利用時間が終了した時刻までの時間について、料金表第2表(回線料)(2)(回線料の額)(随時専用プラン)に規定する回線専用料を支払っていただきます。
- 4 双方向サービスを回線共用プランで利用する契約者は、料金表第11表(回線共用料)(2)回線共用料の額に規定する回線共用料を支払っていただきます。
- 5 終日専用プラン及び音声専用プランで利用している契約者は、第33条(サービスの提供の停止)の規定に基づきスーパーバードIP V S A Tサービスの提供を停止したときについても、その期間中の、契約で定めた料金プランの回線料のうちの月額で定める回線専用料については、支払っていただきます。
- 6 回線共用プランで利用している契約者は、第33条(サービスの提供の停止)の規定に基づきスーパーバードIP V S A Tサービスの提供を停止したときについても、その期間中の、契約で定めた料金プランの回線料のうちの月額で定める回線共用料については、支払っていただきます。

(付加機能料及びシステム構築費の支払義務)

第38条 契約者は、第6条(付加機能)に定める付加機能を利用した場合は、料金表に規定する付加機能料を支払っていただきます。

- 2 契約者は、そのスーパーバードIP V S A Tサービスの利用形態により、当社が1の契約者のために新たにソフトウェアの開発又はシステムの構築等を行う必要がある場合は、料金表に規定するシステム構築費を支払っていただきます。

(ID管理料及びV S A T地球局管理料の支払義務)

第39条 マルチキャストサービスの契約者は、料金表に規定するID管理料を支払っていただきます。

- 2 双方向サービスの契約者は、料金表に規定するV S A T地球局管理料を支払っていただきます。

(契約変更手続料の支払義務)

第40条 契約者は、契約に基づくスーパーバードIP V S A Tサービスの利用に関し、料金表に規定する契約変更手続料を支払っていただきます。

(回線専用料に係る支払いを要しない料金)

第41条 当社が、第32条(サービスの提供の中止)の規定に基づき、スーパーバードIP V S A Tサービスの提供を中止した場合で、中止した時刻から起算して12時間以上その中止が連続したときは、中止した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応して支払いを要しないこととなる料金を、第3項のとおりとします。

但し、双方向サービスの回線共用プランについては、第4項の規定によります。

2 前項の規定によるほか、次に掲げる理由によりスーパーバードIP V S A Tサービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとし、「サービス提供の不能」といいます。）となった場合で、そのことを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続したときは、全く利用できない状態であった時間（12時間の倍数である部分に限ります。）に対応して、支払いを要しないこととなる料金を第3項のとおりとします。

但し、双方向サービスの回線共用プランについては、第4項の規定によります。

- (1) スーパーバードIP V S A Tサービスに係る電気通信設備の使用不能
- (2) 太陽雑音

3 前2項により、支払いを要しないこととなる料金は次のとおりとします。

- (1) 随時専用プランでスーパーバードIP V S A Tサービスを利用している場合で、サービス提供の中止またはサービス提供の不能により、スーパーバードIP V S A Tサービスを全く利用できなかったときは、月額基本料
- (2) 終日専用プランでスーパーバードIP V S A Tサービスを利用している場合で、サービス提供の中止またはサービス提供の不能により、スーパーバードIP V S A Tサービスを全く利用できなかったときは、月額基本料及び利用できなかった料金プランの定額料金
- (3) 音声専用プランでスーパーバードIP V S A Tサービスを利用している場合で、サービス提供の中止またはサービス提供の不能により、スーパーバードIP V S A Tサービスを全く利用できなかったときは、利用できなかった料金プランの定額料金

4 双方向サービスの回線共用プランについての支払いを要しないこととなる料金は、以下のとおりとします。

但し、V S A T地球局設備の保守上、工事上やむを得ないとき、又は障害等により、サービスの提供の中止となった場合は、本項の適用はありません。

- (1) 第32条（サービスの提供の中止）の規定に基づき、双方向サービスの提供を中止した場合で、中止した時刻から起算して36時間以上その中止が連続したときは、中止した時間（36時間の倍数である部分に限ります。）に対応する回線共用料
- (2) 第2項の各号に定める理由により、双方向サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとし、「サービス提供の不能」といいます。）となった場合で、そのことを当社が知った時刻から起算して36時間以上その状態が連続したときは、全く利用できない状態であった時間（36時間の倍数である部分に限ります。）に対応する回線共用料

5 契約者は、前4項の規定に基づく場合のほかは料金の支払いを要します。

(取消料の支払義務)

第42条 契約者が、第8条(予約伝送における伝送時間指定の取消し)の規定により伝送時刻指定の取消しを行った場合は、料金表に定める取消料を支払っていただきます。

(解除料の支払義務)

第43条 契約者は、第31条(契約者が行う契約の解除)第2項及び第3項の規定に基づく契約の解除を行う場合は、次の解除料を支払っていただきます。

2 解除料を算定するために必要な、月あたりの解除料相当額(以下この条において「解除料相当額」といいます。)は次のとおりとします。

(1) 随時専用プランでの利用を取り止めたことが、終日専用プランまたは随時専用プランの契約の全体の解除となる場合は、月額基本料

(2) 終日専用プランでの利用を取り止めたことが、終日専用プランまたは随時専用プランの契約の全体の解除となる場合は、月額基本料及び利用を取り止めた料金プランの定額料金。終日専用プランでの利用を取り止めたことが、終日専用プランまたは随時専用プランの契約の一部の解除となる場合は、利用を取り止めた料金プランの定額料金

(3) 回線共用プラン又は音声専用プランでの利用を取り止めた場合は、利用を取り止めた料金プランの定額料金

3 契約者は、第31条(契約者が行う契約の解除)第2項の規定に該当する契約の解除をするときは、6ヵ月分の解除料相当額と、利用開始日又は料金プランの変更日から契約の解除日までに支払った解除料相当額との差額を、解除料として支払っていただきます。

4 契約者は、第31条(契約者が行う契約の解除)第3項に該当する契約解除をするときは、6ヵ月分の解除料相当額を解除料として支払っていただきます。

(料金等の支払期日)

第44条 契約者は、料金等の債務について、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 月額基本料	スーパーバードIP V S A Tサービスの利用開始日の属する月から毎月、当月分として翌月の末日
2 回線料	スーパーバードIP V S A Tサービスの利用開始日の属する月から毎月、当月分として翌月の末日
3 付加機能料	スーパーバードIP V S A Tサービスの付加機能を利用した月の翌月の月末又は、料金表に規定がある場合は、その規定による期日
4 I D管理料	契約者から受信専用端末を据え付けた旨の通知があった月から、その受信専用端末について、毎月、当月分として翌月の末日
5 V S A T地球局管理料	V S A T地球局の運用開始日の属する月から、そのV S A T地球局について、毎月、当月分として翌月の末日
6システム構築費	ソフトウェアの開発又はシステムの構築等を行った月の翌月の末日

7 解除料	契約の解除の日から14日以内の日
8 取消料	スーパーバードIPVSATサービスの利用の取消しを行った月の翌月の末日

2 料金その他の債務は、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

3 契約者が国又は地方公共団体の機関である場合に、第1項に掲げる料金等の債務について、第1項に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに、当社指定の銀行口座に現金で支払っていただくことがあります。

但し、本項の適用は、当社がそれらの機関と協議により承諾する場合に限るものとします。

第3節 料金の計算

(料金の計算方法)

第45条 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第46条 契約者は、料金及びその他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

(延滞利息)

第47条 契約者は、料金及びその他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に現金で支払っていただきます。

第7章 保守

(当社の維持責任)

第48条 当社は、スーパーバードIP VSATサービスに係る電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号。)に適合するよう維持します。

2 当社は、前項の維持のために必要なときはVSAT地球局設備等の設置場所を契約者と協議の上変更することがあります。

3 当社は、VSAT地球局設備等を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び点検を行う場所を契約者に通知します。

4 契約者は、前項の通知があったときは、その点検を拒んではなりません。

5 第3項の点検を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を掲示します。

(契約者の切分責任)

第49条 契約者は、受信専用端末及び受信アンテナ、VSAT地球局設備、及び自営端末設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 契約者は、スーパーバードIP VSATサービスを利用することができなくなった場合、受信専用端末及び受信アンテナ、VSAT地球局設備、及び自営端末設備に故障がないことを確認の上、当社に復旧の請求をしていただきます。

3 当社は、前項の契約者による請求の後、そのスーパーバードIP VSATサービスの提供に係るトランスポンダ及びNOCの試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

4 当社は、前項の試験によりそのスーパーバードIP VSATサービスの提供に係るトランスポンダ及びNOCに故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、スーパーバードIP VSATサービスを利用できない原因が受信専用端末、受信アンテナ、自営端末設備、及びVSAT地球局設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

(回線の修理又は復旧の順位)

第50条 当社は、スーパーバードIP VSA Tサービスに係る電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理又は復旧することができないときは、第34条(回線の利用の制限)の規定により、優先的に取扱われる通信を確保するため、次の順位に従って終日専用プラン及び音声専用プランでスーパーバードIP VSA Tサービスを提供する回線を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する専用回線
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社等の機関に設置されるもの 金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除く。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

2 前項の規定に基づく回線の修理又は復旧の順位が同一のときは、次の各号の順序に従って、修理又は復旧します。

- (1) 利用開始日の早い順序
- (2) 利用開始日が同一のときは、契約締結の早い順序
- (3) 契約締結が同一のときは、契約の申込の早い順序

第8章 損害賠償

(責任の範囲)

第51条 当社は、第26条（運用開始日及び利用開始日）の規定に基づくスーパーバードIP V S A Tサービスの利用開始日以降スーパーバードIP V S A Tサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりスーパーバードIP V S A Tサービスの提供をしなかったときは、スーパーバードIP V S A Tサービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続したときに限り、スーパーバードIP V S A Tサービスの提供ができなかった時間に対応して、契約者の損害を賠償します。

尚、回線共用プランによるスーパーバードIP V S A Tサービスの利用については損害の賠償はしません。

2 前項の場合において、当社は、次の額を契約者の被った損害とみなし、その額（12時間の倍数である部分に限ります。）に限って賠償します。

- (1) 随時専用プランでスーパーバードIP V S A Tサービスを利用していた場合で、サービス提供ができなかったことにより、スーパーバードIP V S A Tサービスを全く利用できなかったときは、月額基本料
- (2) 終日専用プランでスーパーバードIP V S A Tサービスを利用していた場合で、サービス提供ができなかったことにより、スーパーバードIP V S A Tサービスを全く利用できなかったときは、月額基本料及び利用できなかった料金プランの定額料金
- (3) 音声専用プランでスーパーバードIP V S A Tサービスを利用していた場合で、サービス提供ができなかったことにより、スーパーバードIP V S A Tサービスを全く利用できなかったときは、利用できなかった料金プランの定額料金

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりスーパーバードIP V S A Tサービスの提供をしなかったときは、第2項の規定は適用しません。

(免責)

第52条 当社は、スーパーバードIP V S A Tサービスの提供の開始が、契約に定めた利用開始予定日より遅れた場合であっても、契約者の被る損害の賠償請求には応じません。

第53条 余白

第9章 その他の提供条件

(未利用トランスポンダの使用)

第54条 スーパーバードIP V S A Tサービスの提供に係るトランスポンダが使用不能となり、スーパーバードIP V S A Tサービスの提供ができない場合で、未利用トランスポンダによりスーパーバードIP V S A Tサービスの提供が可能な場合は、このトランスポンダによりスーパーバードIP V S A Tサービスを提供します。

(通信の秘密保護)

第55条 当社は、通信の秘密が侵される恐れがある場合であって、当社が必要と認めるときは、契約者に、スーパーバードIP V S A Tサービスを利用して伝送する符号を契約者(第57条(他人に利用させる場合の契約者の義務)の規定に基づきスーパーバードIP V S A Tサービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)以外の者が傍受できない措置をとっていただくことがあります。

(電波干渉対策に要する工事等)

第56条 当社は、スーパーバードIP V S A Tサービスの提供にあたって、受信のための電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策が必要と当社が認めるときは、当社が指定する期日までに、受信のための電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を、契約者の責任及び負担において実施していただきます。

(他人に利用させる場合の契約者の義務)

第57条 契約者は、スーパーバードIP V S A Tサービスを契約者以外の者に利用させる場合は、その利用者をあらかじめ当社に届出いただきます。また、その利用者を変更するときもあらかじめ当社に届出いただきます。

2 契約者は、スーパーバードIP V S A Tサービスを契約者以外の者に利用させる場合は、この約款に基づく契約者の義務をその利用者にも厳守させ、またその利用者がスーパーバードIP V S A Tサービスの利用に関してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

(電話回線等の提供)

第58条 受信専用端末がID及び暗号鍵の入手並びにスーパーバードIP V S A Tサービスの提供を受けるために必要とする、NOCへのアクセスに利用する電話回線及び当社の指定する通信手段については、契約者の責任と費用により、調達し、据え付けていただきます。

(受信専用端末及び受信アンテナ並びにV S A T地球局設備の設置場所の提供)

第59条 受信専用端末及び受信アンテナ並びにV S A T地球局設備を設置するために必要な場所及び施設は、契約者に提供していただきます。

(電気の供給)

第60条 受信専用端末及び受信アンテナ並びにV S A T地球局設備に必要な電気は、契約者に提供していただきます。

(資料の提出)

第61条 双方向サービスの契約者は、V S A T地球局設備等に関し、当社が事業法、事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく手続きを行うにあたっては、当社が別に定めるV S A T地球局運用開始届、技術基準適合申請書写し及び技術基準適合証明書写しを提出していただきます。

(V S A T地球局設備の据付けに関する申請等)

第62条 双方向サービスの契約者は、V S A T地球局設備の据付けに関し、電波法及び事業法以外の許認可又はその他の申請等が必要な場合は、契約者の責任と負担においてその申請等を実施していただきます。

(V S A T地球局設備の保管及び運用等)

第63条 双方向サービスの契約者は、V S A T地球局設備に関し、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社の承諾なしに、V S A T地球局設備の追加、変更、取換え、移転又は撤去を行わないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してV S A T地球局設備を保護する必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、V S A T地球局設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (3) V S A T地球局設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (4) 当社が別に定めるV S A T地球局設備に関する運用規則を遵守すること。
- (5) 第14条(受信専用端末及びV S A T地球局設備の据付け等)第3項の規定により当社と締結する設備契約に基づいて、V S A T地球局設備の保守を実施すること。

2 双方向サービスの契約者は、前項の規定に違反してV S A T地球局設備を滅失し又は毀損等したときは、当社が指定する期日までに、契約者の責任と負担においてその補充、修繕その他の工事を行っていただきます。

3 双方向サービスの契約者は、第48条(当社の維持責任)3項の規定に基づく点検に必要な協力をしていただきます。

(技術資料の閲覧)

第64条 当社は、スーパーバードI P V S A Tサービスを利用するうえで参考となる技術資料を、当社の指定する場所において閲覧に供します。

別表1 トランスポンダ技術仕様

トランスポンダの性能は、次のとおりとします。

区 分	トランスポンダの性能		
	トランスポンダが飽和したときの等価等方輻射電力 (EIRP)	トランスポンダを飽和させるために必要な電力束密度 (SFD)	人工衛星のアンテナの受信利得とシステム雑音温度比 (G/T)
Kuバンド	47dBW以上	-90dBW/m ² 以下	6dB/K以上
備考 (1) トランスポンダの性能の測定は、当社のスーパーバード茨城ネットワーク管制センターにおいて、当社の設備を使用して行います。 (2) EIRPとSFDの測定は単一の搬送波を使用して行います。 (3) SFDの測定はトランスポンダの利得を最大に設定して行います。			

附則

(実施期日)

この約款は、平成8年10月31日より実施します。

附則

この改正規定は、平成9年10月1日より実施します。

附則

この改正規定は、平成11年4月1日より実施します。

附則

この改正規定は、平成11年9月10日より実施します。

附則

この改正規定は、平成13年1月26日より実施します。

附則

この改正規定は、平成16年2月16日より実施します。

附則

この改正規定は、平成18年2月1日より実施します。

附則

この改正規定は、平成18年4月1日より実施します。

附則

この改正規定は、平成18年9月1日より実施します。

附則

この改正規定は、平成18年10月25日より実施します。

附則

この改正規定は、平成20年4月1日より実施します。

資料名 スーパーバードIP VSATサービス契約約款

平成 8年 10月 31日	第1版
平成 9年 10月 1日	第2版
平成 11年 4月 1日	第3版
平成 11年 9月 10日	第4版
平成 13年 1月 26日	第5版
平成 16年 2月 16日	第6版
平成 18年 2月 1日	第7版
平成 18年 4月 1日	第8版
平成 18年 9月 1日	第9版
平成 18年 10月 25日	第10版
平成 20年 4月 1日	第11版

スカパーJ S A T株式会社

東京都港区赤坂1-14-14

TEL :03-5571-7770
